

かつらぎ町新庁舎建設基本構想

令和6年2月

かつらぎ町

かつらぎ町新庁舎建設基本構想

目 次

新庁舎建設の基本構想策定にあたって	1
1 新庁舎建設の必要性	
1-1 現庁舎の概要	
1-1-1 現庁舎の配置	2
1-1-2 現庁舎の現状	3 ~ 4
1-2 本庁舎の課題・問題点	
1-2-1 老朽化	5
1-2-2 耐震性能の不足	5 ~ 6
1-2-3 行政機能の分散化	7
1-2-4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの不足	7
1-2-5 紀の川洪水による浸水想定	7
1-2-6 地震による震度想定	8
1-2-7 その他	8
1-3 新庁舎建設の必要性	9
1-4 検討の経緯	9 ~ 10
2 新庁舎建設の基本的な考え方	
2-1 安心・安全な庁舎	11
2-2 すべての人が利用しやすい庁舎	11
2-3 機能的で柔軟性のある庁舎	11
2-4 環境に配慮した庁舎	11
2-5 議会施設の整備	11
3 建設予定地	12
4 事業手法	13
5 新庁舎の規模	
5-1 想定人口	14
5-2 想定職員数	14
5-3 想定議員数	14
5-4 新庁舎の想定延床面積	15
5-5 新庁舎のフロア構成	16
5-6 駐車場の想定規模	16

新庁舎建設の基本構想策定にあたって

かつらぎ町の本庁舎本館は、昭和35(1960)年に完成し、その後、本館の増改築や東別館、南別館、西別館などが建設されました。平成に入り「シビック構想」のもと、本庁舎南側エリアには、シビックセンター(以下「総合文化会館」という。)、地域福祉センター、防災センターを建設するなど、本庁舎から総合文化会館までのエリアに公共施設を配置してきました。

しかし、本庁舎は、老朽化や耐震性能の不足など、様々な課題や問題点を抱えているのが現状であり、特に地震による倒壊や崩壊の危険性があるという耐震診断結果が出ていることから、早期の対応が必要となっています。また、平成13年の水防法改正により、「紀の川洪水浸水想定区域」が公表されましたが、新庁舎建設予定地として決定していた総合文化会館野外ステージ西側は当該区域内に位置することや、土砂を埋め立てた土地であるため庁舎を建設するには適さないとの判断から白紙撤回し、大谷駅付近への庁舎移転を目指しましたが土地取得が不調に終わり実現できませんでした。今後、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震の発生を想定すれば早期の対応が必要と考え、現在の場所に嵩上げ等の浸水対策をしたうえで、新庁舎を建設すべきとの判断に至ったところです。

平成17年の合併当時の職員数は278人でしたが、職員適正化計画により平成27年には215人となり、現在では200人を下回るまでになっています。しかし、少子高齢化の進展をはじめ住民ニーズの多様化や地域産業の再生・活性化、循環型社会の形成等、社会経済情勢の変化への対応が求められるなか、働き方改革や男性育児休暇への対応も必要となってきており、職員数が不足しているのが現状です。今後は、AI(人工知能)やICT(情報通信技術)など、DX(デジタル技術)を活用した行政サービスに移行すると共に、書かない窓口やワンストップ窓口など、職員配置と併せて庁舎機能が大きく変化します。

そこで、これらの課題や問題点を整理し、住民にとって利便性の高い庁舎機能となるよう新庁舎建設の基本となる方向を示す「かつらぎ町新庁舎建設基本構想」を策定しました。

なお、新庁舎建設にあたっては、単に「庁舎を建設する」という視点ではなく、庁舎建設をまちづくりの手段として捉え、民間資本による敷地内への商業施設の誘致を進め、新たな賑わいの創出を目指します。そのため、庁舎と商業施設等の一体的なエリア整備に向けて、官民連携により取り組んで参ります。

令和6年2月

かつらぎ町長 中阪 雅則

人々が集い賑わいのある場所に

多様な世代が集い、住民のみなさんが笑顔と活気にあふれる「かつらぎ町の拠点」となることを目指します。

1 新庁舎建設の必要性

1-1 現庁舎の概要

1-1-1 現庁舎の配置

現庁舎はかつらぎ町丁ノ町地区の西部に位置し、「本庁舎」の周辺徒歩圏内には、「保健福祉センター」「防災センター」「総合文化会館」「地域福祉センター」など行政機能を有する施設を配しています。

また、かつらぎ町佐野地区に位置する「佐野浄水場」は、本町の上下水道行政の拠点施設となっています。

■ 本庁舎の位置

かつらぎ町は、昭和33(1958)年7月1日に2町1村の合併により発足しました。

なお、本庁舎の位置は、合併までの経緯が複雑であったため、先送りにされていましたが、昭和34(1959)年3月に当時の和歌山県知事の裁定に沿った形で現在の位置に決定されました。

図1 かつらぎ町現庁舎の配置状況



■ 各施設の説明

- 保健福祉センター 健診や体力づくりなど健康管理・予防対策を実施する施設です。
- 防災センター 災害対策本部を設置するなど、本町の防災拠点となる施設です。
- 総合文化会館 大ホールを有し、各種イベントの開催やコミュニティの活動拠点となる施設です。
- 佐野浄水場 上水道の浄水及び運転監視（簡易水道含む）などを行う施設です。
- 地域福祉センター 福祉・保健活動の拠点となる施設です。

1-1-2 現庁舎の現状

本庁舎は、本館が昭和35(1960)年に完成し、その後必要な修繕や附属建物の増築を重ね現在に至っています。

平成27(2015)年に実施した耐震診断調査の結果、耐震基準を満たしておらず、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があり、築63年以上が経過しているため老朽化も著しく、施設や設備等の故障も年々増加している状況にあります。

表1 現庁舎建物概要（令和5年4月1日現在）

（面積単位：㎡）

	本庁舎	保健福祉センター	防災センター	総合文化会館	佐野浄水場	地域福祉センター																																				
完成年	昭和35年 (1960年)	昭和40年 平成12年改築	平成8年 (1996年)	平成5年 (1993年)	昭和39年 (1964年)	平成5年 (1993年)																																				
築年数	63年	58年	27年	30年	59年	30年																																				
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上2階建	鉄筋コンクリート造 地上4階建	鉄筋コンクリート造 地上2階建	鉄筋コンクリート造 地上2階建																																				
エレベーター	なし	あり	あり	あり	なし	あり																																				
耐震性能	耐震性能不足 (表3参照/5P)	改築時に補強済 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構造耐震指標</th> <th colspan="2">Is値</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1階</th> <th>2階</th> <th>3階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X</td> <td>0.92</td> <td>1.66</td> <td>2.47</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>0.72</td> <td>0.79</td> <td>2.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.91</td> <td>0.99</td> <td>2.94</td> </tr> </tbody> </table>	構造耐震指標		Is値			1階	2階	3階	X	0.92	1.66	2.47	Y	0.72	0.79	2.15		0.91	0.99	2.94	新耐震基準に 基づく建築物	新耐震基準に 基づく建築物	耐震性能あり <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構造耐震指標</th> <th colspan="2">Is値</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1階</th> <th>2階</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X</td> <td>1.16</td> <td>2.65</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>1.53</td> <td>2.64</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	構造耐震指標		Is値			1階	2階		X	1.16	2.65		Y	1.53	2.64		新耐震基準に 基づく建築物
構造耐震指標		Is値																																								
	1階	2階	3階																																							
X	0.92	1.66	2.47																																							
Y	0.72	0.79	2.15																																							
	0.91	0.99	2.94																																							
構造耐震指標		Is値																																								
	1階	2階																																								
X	1.16	2.65																																								
Y	1.53	2.64																																								
延床面積	5,383.45	1,860.18	809.70	5,563.50	448.00	1,294.75																																				
敷地面積	10,799.07		1,109.00	15,355.54	6,500.00	2,595.66																																				
行政機関 配置状況 (本庁舎以外)		健康推進課 (衛生係) (長寿社会係)	危機管理課 建設課 税務課 (地籍調査係)	教育総務課 生涯学習課	上下水道課	社会福祉協議会																																				

新耐震基準・・・昭和56(1981)年6月1日に見直した建築基準法の改正に伴う基準
佐野浄水場の耐震性能・・・平成24年12月耐震診断調査実施済



本庁舎



保健福祉センター



防災センター



総合文化会館



佐野浄水場



地域福祉センター

表2 本庁舎建物概要（詳細）

（単位：㎡）

		種目	床面積	完成年	築年数 (R5年時点)	
本 庁 舎	① 本館・住民ホール	事務所建	1,696.31	S35 (1960)	63年	
	② 書類倉庫	倉庫建	578.28	S46 (1971)	52年	
	③ 東別館（議場含む）	事務所建	1,353.91	S46 (1971)	52年	
	④ 西別館	事務所建	566.72	S47 (1972)	51年	
	⑤ プレハブ事務所	事務所建	67.34	H 1 (1989)	34年	
	⑥ プレハブ事務所	事務所建	59.50	H 3 (1991)	32年	
	⑦ 機械室・書庫等		115.29			
	西	⑧ 機械室・書庫	事務所建	296.26	S63 (1988)	35年
	事	⑨ 西側ガレージ	雑屋建	195.99	S56 (1981)	42年
	務	⑩ 旧有線放送施設	事務所建	283.75	S55 (1980)	43年
	所	⑪ 西側倉庫	倉庫建	170.10	S53 (1978)	45年

※⑦機械室・倉庫等については、建物が複数になるため写真はありません。



① 本館・住民ホール



④ 西別館



⑨ 西事務所（西側ガレージ）



② 書類倉庫



⑤⑥ プレハブ事務所



⑩ 西事務所（旧有線放送施設）



③ 東別館（議場含む）



⑧ 西事務所（機械室・書庫）



⑪ 西事務所（西側倉庫）

1-2 本庁舎の課題・問題点

1-2-1 老朽化

本庁舎は、本館、その他増設した別館などから構成されており、主要施設のほとんどが築50年以上が経過し、特に本館では内外壁・床の剥がれ、雨漏りなど老朽化による躯体の損傷が深刻な状態にあります。



壁面クラック

執務室内の床面剥がれ

壁面の剥がれ

雨漏りの状態

1-2-2 耐震性能の不足

本庁舎のうち、本館及び東別館について、平成27(2015)年に耐震診断調査を実施しております。本館については、増築を重ねた建物であるため、調査は竣工時期ごとの建物で行い、5つの内4つの建物で「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」というIs値の結果となりました。

また、東別館についても「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」というIs値の結果となりました。

以上、耐震診断調査の結果から、庁舎として、また、災害拠点としての耐震性能を備えていない状態であります。

表3 耐震診断調査結果

	完成年	床面積 m ²	構造耐震指標 Is値			耐震診断
			1階	2階	3階	
本 庁 舎	本館-1 (昭和35年 1960年)	1,271.18	X	0.562	0.657	×
			Y	0.331	0.406	
	本館-2 (昭和36年 1961年)	283.74	X	0.319		×
			Y	0.318		
	本館-3 (昭和39年 1964年)	31.35	X	1.541		×
			Y	0.380		
本館-4 (昭和39年 1964年)	38.23	X	1.927		×	
		Y	0.476			
本館-5 (昭和50年 1975年)	38.50	X	1.533		○	
		Y	2.907			
東別館 (昭和46年 1971年)	1,353.91	X	0.235	0.643	1.341	×
		Y	0.400	0.646	0.450	

X：東西方向 Y：南北方向

【参考】「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省）

構造耐震指針 Is値	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性	評価
0.3 未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い	早急に補強が必要
0.3 以上 0.6 未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある	補強が必要
0.6 以上	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い	公共施設については目標値未満であれば補強が必要

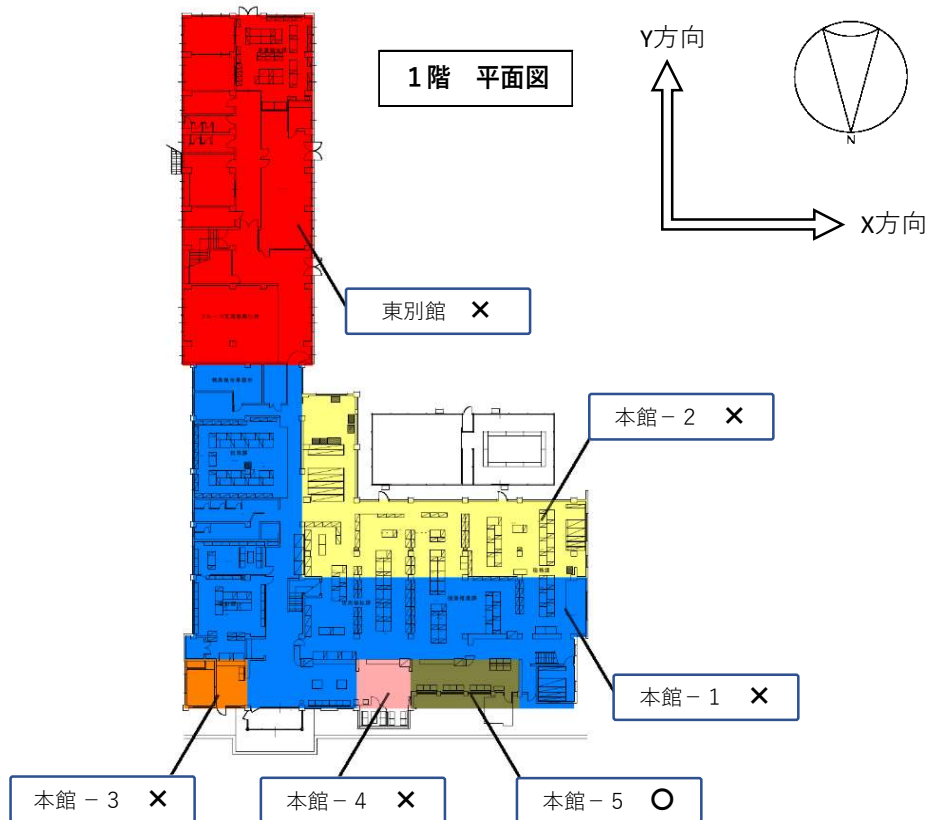
【参考】「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省）

■官庁の構造耐震指標（抜粋）

耐震安全性の分類	重要度係数	構造体の耐震安全性の目標	主な対象施設	目標Is値
I類	1.50	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	庁舎・拠点病院など	0.9

「重要度係数」とは、建築物の構造設計にあたり建物用途により地震力の割り増しを行うものです。庁舎は重要度が高く構造計算上は一般建築物の1.5倍の地震力を前提とした計算を行う必要があり、構造耐震指針であるIs値は0.9を要求されます。

図2 本庁舎本館・東別館の位置図



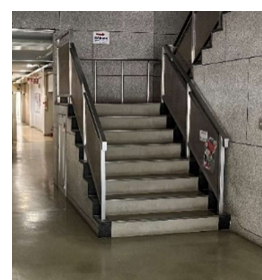
1-2-3 行政機能の分散化

本庁舎は、組織改編など時代の流れに合わせて増改築を重ねた結果、複雑な構成となり、来庁者にとって分かりにくい構造となっています。

また、本庁舎以外にも行政機能を有した公共施設が分散しているため、来庁者への案内が難しいことや、施設間の移動が不便であることなどが課題となっています。（図1参照/P1）

1-2-4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの不足

公共施設では、障害のある方や高齢の方などに配慮したバリアフリーへの対応が必要とされていますが、本庁舎においてはエレベーターの未設置など、バリアフリー化を含めた誰もが利用しやすいユニバーサルデザインへの対応が不足している状況です。

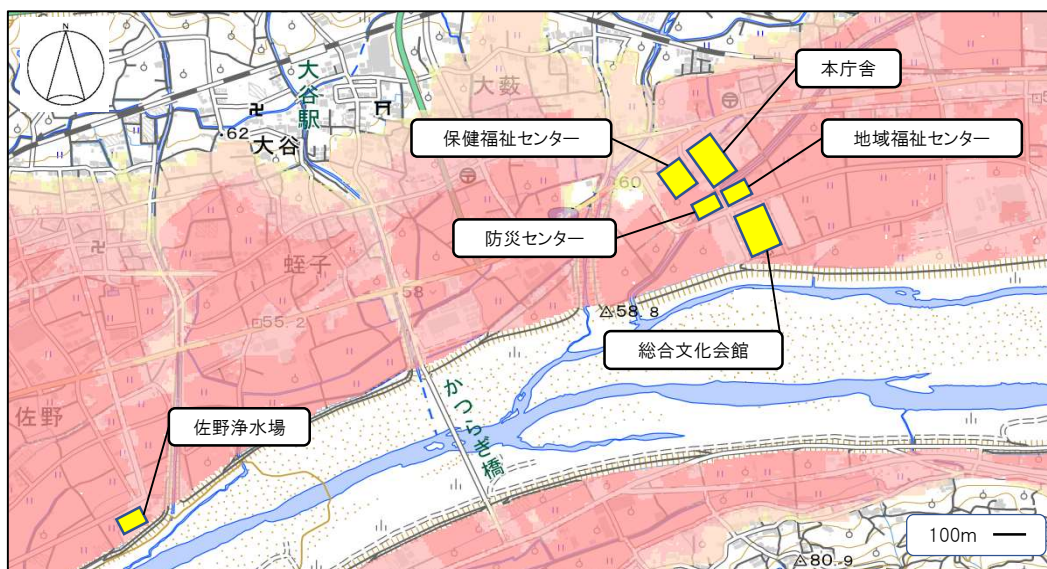


本庁舎本館 階段

1-2-5 紀の川洪水による浸水想定

本庁舎を含め、その他行政機能を有するすべての公共施設が「紀の川洪水浸水想定区域」内に立地しており、本庁舎周辺における想定最大規模による浸水深は3メートルから5メートルと想定されています。

図3 紀の川洪水浸水想定区域と現庁舎との位置関係（想定最大規模）



出典：国土交通省「重ねるハザードマップ」より一部抜粋

1-2-6 地震による震度想定

本町における「中央構造線による地震」や「東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震」による最大震度は6弱から7と想定されています。

図4 震度想定



出典：「かつらぎ町地域防災計画」より一部抜粋

1-2-7 その他

本庁舎の課題や問題点について町職員への聞き取りを行い、集約した主な意見は次のとおりです。

【窓口スペース】

- ・窓口カウンターと待合席との距離が近すぎてプライバシーに配慮されていない。
- ・待合スペースが確保されていない。
- ・相談ブースや仕切りパネルなどが不足している。
- ・相談を伴う窓口は、隣の窓口や待合席、通路や道路から声や顔が分かりにくくするなど、プライバシーに対する配慮が必要である。
- ・窓口カウンターから職員の机までの距離が近いこと、執務室内のパソコン画面が見えるおそれがある。

【セキュリティ】

- ・来庁者が立ち入ることができる場所に、業務用の印刷機等が配置されており情報漏洩の危険性がある。
- ・関係者でない者が執務室内に簡単に入ることができる。

【執務室等】

- ・OA機器の移動や増設による配置換えなどにより、床上部に配線を設置せざるを得ない課室も多く、導線確保に支障をきたしている。
- ・床面や壁面に露出している配線は、美観を損なうだけでなく、つまづきや転倒につながるおそれがある。
- ・窓口フロアにおいて、職員が昼食時に休憩できるスペースがない。
- ・プライバシーを確保しながら、住民と少人数で対話できる部屋や会議室が少ない。

【議場】

- ・傍聴席への移動手段は階段のみであるため、車椅子利用者をはじめ障害のある方や高齢の方に配慮されていない。

【その他】

- ・本庁舎の「庁内案内図」は、玄関の目につきにくい場所でわかりづらく、1か所のみで表示が少ない。
- ・荷物を搬出入する際の専用駐車スペースがなく不便を感じる。

1-3 新庁舎建設の必要性

本庁舎は災害発生時には迅速な応急対応・復旧・復興を図るための活動拠点として重要な役割がありますが、耐震性能が不足している現状で大規模地震が発生した場合、本庁舎は倒壊または崩壊する危険性が高く、開庁時間中であれば多くの来庁者や職員が死傷する危険性があります。また、紀の川氾濫による水害が生じた場合、浸水により現在の本庁舎が使用できなくなる可能性もあります。同時にシステムの損傷等により行政機能が停止し、災害復旧・復興の拠点としての機能が果たせないことも予想されます。

加えて、相談室や会議室等も不足しており、プライバシーの保護やセキュリティ面でも万全とはいえない状況にあり、老朽化による設備の故障やエネルギー効率の低下も目立ち始めています。

一方、仮に耐震補強や大規模改修などを行う場合、補強工事に伴う壁や柱などの設置により窓口や執務室等が狭くなることや、バリアフリーへの対応が困難であることなど従前からの課題である「障害のある方や高齢の方をはじめとする誰もが利用しやすい庁舎」に対して根本的な解決に至らないことも想定されます。

これら本庁舎の課題や問題点を踏まえ、長期的な視野に立ち、さまざまな観点から総合的に検討した結果、新庁舎の建設は急務である結論に至りました。

1-4 検討の経緯

これまでの主な経緯等は次のとおりです。

平成27(2015)年2月「第1回かつらぎ町庁舎建設検討委員会」開催

本庁舎の現状と課題、新庁舎建設の基本的な考え方や候補地などについて検討。

平成27(2015)年7月「第2回かつらぎ町庁舎建設検討委員会」開催


建設予定地を「かつらぎ総合文化会館野外ステージ西側」に決定。

平成27(2015)年10～12月 庁舎の耐震診断調査の実施

本庁舎の「本館」と「東別館」の耐震診断調査を実施。


令和2(2020)年4月「第3回かつらぎ町庁舎建設検討委員会」開催

建設予定地が「紀の川洪水浸水想定区域」内であるため、今後大規模災害が発生した場合、防災拠点としての機能を果たせないことが懸念されることを理由に建設予定地の白紙を決定。




令和3(2021)年9月「第4回かつらぎ町庁舎建設検討委員会」開催

建設予定地の白紙を踏まえ、候補地（笠田・大谷・妙寺）の3案から「JR和歌山線大谷駅付近に位置する紀北川上農業協同組合所有地（大谷選果場）」を候補地に決定。




令和3(2021)年11月「新庁舎建設にかかる住民アンケート調査」実施

アンケート調査の結果、候補地について73%の賛成を得るとともに、新庁舎に求めるご意見なども同時に聴取。




令和4(2022)年3月～令和5(2023)年8月 紀北川上農業協同組合と交渉

紀北川上農業協同組合から「大谷選果場」は売却しない旨の報告を受理。



令和5(2023)年8月「第5回かつらぎ町庁舎建設検討委員会」開催

候補地が白紙になった旨を報告。



令和5(2023)年10月「第6回かつらぎ町庁舎建設検討委員会」開催

新たな候補地を選定するにあたり、全国的な事例などを参考に浸水対策について検討を重ねた結果、構造を工夫することなどで浸水リスクがあっても防災拠点としての機能を図ることができると判断したことから、現在の場所での建て替えも含め提示した候補地4案から「かさ上げなどをして現在の場所で建設する」ことを決定。



令和5(2023)年11月 町の方針を決定

第6回かつらぎ町庁舎建設検討委員会の決定を受けて、庁内の経営会議において「新庁舎は現在の場所での建て替えを行う」と町の方針を決定。

2 新庁舎建設の基本的な考え方

本庁舎が抱える課題や問題点、住民アンケートによる意見などを踏まえ、より良い住民サービスの提供や利便性の向上を図るとともに、耐震安全性の確保や浸水対策を含めた防災拠点機能を備えた庁舎を建設するにあたり、次の庁舎機能を設定します。

2-1 安心・安全な庁舎

来庁者や職員等が安心して利用できる安全性を備え、災害発生時には活動拠点としての機能を発揮するとともに、災害発生後も行政機能を維持できる機能を備えた安心・安全な庁舎とします。

2-2 すべての人が利用しやすい庁舎

行政サービスの拠点として、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れたすべての人が便利で利用しやすい庁舎とします。

2-3 機能的で柔軟性のある庁舎

分散化している行政機能の集約による合理化を図り、多様化する行政需要に対応するとともに、将来の変化に柔軟に対応できる機能性を有した庁舎とします。

2-4 環境に配慮した庁舎

省エネルギー化や省資源化などの環境負荷低減対策を行い、再生可能エネルギーの活用などを通じて脱炭素化に取り組んだ環境に配慮した庁舎とします。

2-5 議会施設の整備

議会運営が円滑に実施できるように配慮した施設整備を行うとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインを考慮した傍聴席の設置などを取り入れた議会施設とします。

3 建設予定地

新庁舎の建設候補地の選定にあたっては、各種団体の代表や住民で構成した「かつらぎ町庁舎建設検討委員会」において検討を重ねてまいりました。

経緯としては、当時の建設予定地（かつらぎ総合文化会館野外ステージ西側）が紀の川洪水浸水想定区域内に存在していることから建設予定地を白紙とし、浸水リスクが無く、地方自治法第4条第2項（以下「法」という。）に規定されている「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情に考慮を払う」とした場所へ移転するとした方針に基づき、地権者と約1年6カ月に及ぶ用地交渉を行いました。不調となったため、新たな建設候補地を選定することになりました。（1-4 検討の経緯参照/P8～9）

しかしながら、耐震性能の不足による建物の倒壊や崩壊の危険性が高い本庁舎の現状から、安心・安全な新庁舎の建設は急務であります。

そのため、新たにまとまった用地取得の交渉に要する時間的な余裕がないこと、全国的な浸水区域内での庁舎建設事例を参考に、浸水リスクがある場所であっても、浸水等に対応した庁舎の建設方式により防災拠点としての機能を果たすことが可能であること、本庁舎の位置として慣れ親しみがああり、他の公共施設との関連性が高いことなどを踏まえ、建設予定地は「現庁舎地」に決定しました。

◆地方自治法第4条第2項（抄）

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

■ 建設予定地の浸水想定と新庁舎建設における対応

新庁舎建設予定地は「紀の川洪水浸水想定」において、想定最大規模による浸水深は3メートルから5メートルと想定されています。（図3参照/P6）

このため新庁舎建設にあたっては、全国的な浸水区域内での庁舎建設事例を参考に、嵩上げ等の浸水対策を講じる必要があります。

図5 建設予定地位置図



建設予定地（現庁舎地）は、和歌山市から京都市に連絡する国道24号に隣接し、京奈和自動車道路の紀北かつらぎICへのアクセスが容易な立地となっています。

4 事業手法

公共施設の建設に関する事業手法については、公共団体が設計、建設、運営等の方法を仕様書により分離発注する従来からの手法と、資金調達や経営能力、技術的能力の活用による事業費の削減や行政の効率化等を図ることができる官民連携事業（PPP/PFI）により一括発注する手法との2種類が考えられます。

現時点で想定できる新庁舎建設に関する財源については、庁舎建設基金と交付税措置のない起債や一般財源であるため、財政負担が大きな課題となっています。

また、建設予定地である「現庁舎地」は、法に規定されている「他の官公署との関係等に適当な考慮を払う」の主旨に沿える状況であるものの、「住民の利用に最も便利であり、交通の事情に考慮を払う」については、今後、住民が気軽に集い賑わいがある住民の利用に最も便利な場所となるよう、法の主旨に基づいた取り組みを必要とします。

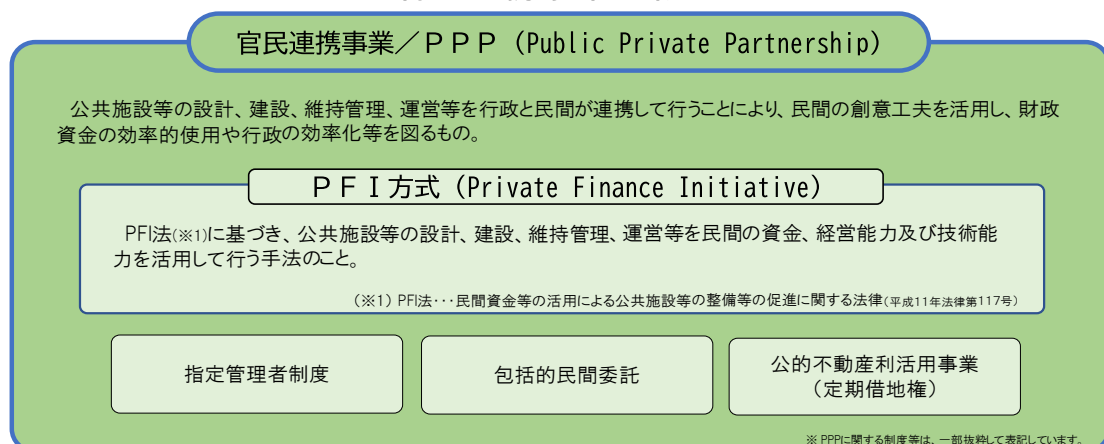
そうした財政負担の課題や法の主旨に基づいた取り組みを必要とすることから、事業手法については、事業費の削減や財政負担の効率的使用（平準化等）、民間の創意工夫による地域の賑わい創出も含めた提案を民間へ求め、最良の提案者とともに事業を実施していく官民連携事業（PPP/PFI）手法により、住民にとって最も便利な場所となるよう目指します。

【参考】官民連携事業（PPP/PFI）

PPPとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して公共サービスを提供する官民連携事業の総称であり、PFIや指定管理者制度など様々な手法があります。

PFIとは、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設の設計・建設から管理運営、資金調達において、民間の資金や経営能力、技術、ノウハウを活用することにより、従来手法に比べて同一水準の公共サービスをより少ない財政負担で提供を受ける事業手法となります。PFIは従来手法とは対照的に、資金調達を含めた複数業務を複数年度にわたって一括発注することが特徴であり、また、発注においては細かく仕様を規定しない性能発注であるため、民間の創意工夫が発揮されやすくなる仕組みとなっています。

官民連携事業の概念



5 新庁舎の規模

今後の行政サービスの変化を踏まえ、機能的ですべての人が利用しやすい庁舎という考え方に基づき、分散化している行政機能の集約を図ることとし、新庁舎の規模の算定根拠となる条件を次のように設定しますが、詳細については今後検討します。

5-1 想定人口

想定人口は、「第4次かつらぎ町長期総合計画」において将来推計人口としている令和7(2025)年の15,576人を想定人口とします。

5-2 想定職員数

新庁舎に勤務する職員数は、令和5(2023)年4月1日現在における特別職及び全職員（再任用職員・会計年度任用職員を含む）から花園支所と派遣等の職員を除いた213人を想定職員数とします。

表4 職員数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

	特別職	参事級	課長級	補佐級	係長級	一般職	計
本庁舎	2	3	10	11	30	71	127
保健福祉センター			2	1	5	10	18
防災センター			2	2	10	13	27
総合文化会館	1	1	2	5	8	14	31
佐野浄水場			1	1	4	4	10
花園支所			2	2	1	0	5
派遣等				2	4	10	16
合計	3	4	19	24	62	122	234

花園支所・派遣等の職員数を除いた職員数

213

5-3 想定議員数

議員数は、かつらぎ町議会の議員の定数を定める条例に規定された定数13人を想定議員数とします。

5-4 新庁舎の想定延床面積

新庁舎における想定延床面積は、次の2つの方法により算出します。

① 総務省「地方債同意等基準」に基づく面積の算定（基準面積）

この基準は、総務省の協議簡素化により平成22年度に取扱いを廃止していますが、新庁舎に最低限必要な延床面積算定のため、他自治体においても用いられていることから、本基準を準用して基準面積を算出します。

表5 換算職員数（人口5万人未満の市町村）

（単位：人）

	特別職	参事級	課長級	補佐級	係長級	一般職	計
職員数	3	4	17	20	57	112	213
換算率	12.0	2.5	2.5	1.8	1.8	1.0	
換算職員数	36	10	42.5	36	102.6	112	339.1

表6 基準算定面積

（単位：㎡）

区分	算定式（算定基準）	算定面積
事務室	換算職員数×4.5㎡	1,525.95
倉庫	事務室面積の13%	198.37
会議室等（会議室・トイレ等）	職員数×7㎡	1,491.00
玄関等（玄関・廊下・階段等）	事務室+倉庫+会議室等の面積合計の40%	1,286.13
議事堂（議会関連諸室）	議員数×35㎡	455.00
① 基準面積合計		4,956.45

② 基準に含まれない面積の算定（基準外面積）

基準面積は最低限の行政機能の面積のみであるため、基準面積に含まれていない次の面積を基準外面積として算出します。

表7 基準外算定面積

（単位：㎡）

区分	算定式（算定基準外）	算定面積
防災関連室（災害対策本部室等）	職員数×3.3㎡	702.90
設備室（機械室・電気室等）	国土交通省基準	372.00
② 基準外面積合計		1,074.90

■ 以上の算定結果に基づき、新庁舎の延床面積を次のように想定します。

新庁舎の想定延床面積（①+②） = 6,031㎡ ≒ 6,000㎡
--

5-5 新庁舎のフロア構成

新庁舎に配置するフロア構成については、来庁者の利便性やセキュリティに配慮した配置とします。

- ・来庁者が多く訪れる窓口業務の多い課室は、低層階に集約して配置。
- ・災害対策本部室は、迅速な意思決定を図るため、各部署との連携を考慮して中層階に配置。
- ・傍聴席を有する議場は、天井高と広いスペースを必要とすることから高層階に配置。

表8 フロア構成イメージ

フロア区分	主な執務室等
高層階	議会関連
中層階	窓口業務が少ない課室・災害対策本部室等
低層階	窓口業務が多い課室等

5-6 駐車場の想定規模

来庁者駐車場の整備については、来庁者の利便性に配慮して敷地内に現在と同等の規模以上を確保することとし、また、公用車駐車場は現在と同等規模を確保することとします。